

令和2年4月20日

会員各位

(公社) 栃木県宅地建物取引業協会

## 緊急事態宣言に伴う「宅建協会 窓口業務」の対応について

平素は本会の会務運営に際し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府が発令した新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言及び県内の外出自粛要請に則り、当面の間、本会（本部・支部）の窓口業務を下記の対応とさせていただきます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 窓口の受付時間                      午前9時～ 午後3時まで

2. 各種手続きの受付                      事前予約制（電話予約）  
    (免許更新、変更届等)

【問い合わせ先】	(公社) 栃木県宅地建物取引業協会
本    部	電話 028 (634) 5611
県央支部	電話 028 (634) 5788
県南支部	電話 0282 (27) 9088
県北支部	電話 0287 (62) 6677

### 【ご来館される方へ】

- ・原則 窓口受付を午後3時までとさせていただきます。
- ・各種お手続きでご来館される際は、あらかじめ事前にお電話でご予約の上、ご来所くださるようお願い致します。
- ・職員はマスク着用で対応させていただきます。
- ・ご来館される方もマスクの着用、アルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へご協力をお願いいたします。
- ・ご不便、ご面倒をお掛け致しますが、何卒ご理解をお願い致します。

以 上